　　平成24年8月18日

羽曳野市保険薬局部会内規

　　　　　　　　　　　羽曳野市薬剤師会

　相互分譲について

1. 分譲希望薬局は、電話または分譲依頼書によるFaxなどで確認する。

2.（回答）Faxを受けた薬局は分譲の可能性を上記依頼書に記入して送付する。

　なお、緊急の場合は電話で有無を確認できる。

3.（価格）分譲価格は薬価とするが、分譲依頼書の総合計は小数点以下切り捨てとする。

4.（容器代）基本、容器代は1個50円とするが、各薬局の判断にゆだねる。

5.（即応）営業時間内の分譲対応は出来る限り速やかに行う。

6.（使用期限）分譲保険薬には、必要に応じて、その使用期限とロット番号を記入する。

7.（キャンセル）キャンセルは速やかに電話で対応する。

在庫処分について

1.（上市）各薬局は所定の期間に在庫処分保険薬を上市する。

2.（上市期間）5月および、11月の年2回をめどに在庫処分期間を設ける。

3.（処分価格）税込み処分価格はめやすとして、使用期限1年以内は50％一年以上は80％とするが、

　これ以外の価格についてはそれを明記する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上